

令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 24 日 )  
( 第 21 号 )

第  
21  
号  
9  
月  
24  
日



令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 21 号

○令和 2 年 9 月 24 日（木曜日）

---

### 議事日程（第21号）

令和 2 年 9 月 24 日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第124号から議案第143号まで並びに認定第 1 号から認定第 4 号  
まで  
〔質疑、委員会付託〕
- 第 2 意見書案第 7 号  
〔採決〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第124号から議案第143号まで並びに認定第 1 号から認定第  
4 号まで
- 日程第 2 意見書案第 7 号

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	51名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎

7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	倉 本	崇 弘
19	番	野 村	保 夫
20	番	山 内	道 明
21	番	山 本	里 香
22	番	稻 森	稔 尚
23	番	濱 井	初 男
24	番	森 野	真 治
25	番	津 村	衛
26	番	杉 本	熊 野
27	番	藤 田	宜 三
28	番	稻 垣	昭 義
29	番	石 田	成 生
30	番	小 林	正 人
31	番	服 部	富 男
32	番	谷 川	孝 栄
33	番	東	豊
34	番	長 田	隆 尚

35	番	奥野英介
36	番	村林聡
37	番	今井智広
38	番	北川裕之
39	番	日沖正信
40	番	舟橋裕幸
41	番	三谷哲央
43	番	中村進一
44	番	津田健児
45	番	中嶋年規
46	番	青木謙順
47	番	中森博文
48	番	前野和美
49	番	舘直人
50	番	山本教和
51	番	西場信行
52	番	中川正美
(42)	番	欠番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅真子
書記(事務局次長)	畑中一宝
書記(議事課長)	西塔裕行
書記(企画法務課長)	枅屋武
書記(議事課課長補佐兼班長)	平井利幸
書記(議事課主幹)	橋本哲也
書記(議事課主査)	中西孝朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	岡 素 彦

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから、本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

意見書案第7号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第129号について、地方自治法第243条の2の規定により、監査委員の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので御覧おき願います。

次に、9月17日までに受理いたしました請願7件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

---

意見書案第7号

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書案  
上記提出する。

令和2年9月17日

提 出 者

川 口 円  
石 垣 智 矢  
中瀬古 初 美  
小 島 智 子  
野 村 保 夫  
山 内 道 明  
山 本 里 香

稲 森 稔 尚  
藤 田 宜 三  
石 田 成 生  
谷 川 孝 栄

## 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書案

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、激甚化・頻発化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、我が国にとって国土強靱化は、依然として喫緊の課題である。

現在、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（以下「3か年緊急対策」という。）」により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所はまだまだ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

本県でも、3か年緊急対策を活用し県土の強靱化対策を強化してきたところであるが、想定される大規模自然災害や南海トラフ地震等に対して事前防災及び減災の取組を引き続き推し進め、県内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要性はまだまだ高い。

また、地域住民の安全・安心を確保し、大都市部への過度な一極集中から脱却するためにも地方の強靱化対策は必要不可欠である。

よって、本県議会は、国において、防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く要望する。

## 記

- 1 令和3年度以降においても、国土強靱化基本計画に基づき、中長期的な見



- 通しのもと、国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠による必要かつ十分な予算の確保など、対策の抜本的強化を図ること。なお、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れがみられる地方に十分配慮すること。
- 2 地方公共団体が、策定・見直しを進めている国土強靱化地域計画に基づく取組を、迅速かつ確実に実施するために必要な予算の総額確保を図ること。
  - 3 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要なかつ十分な予算を確保すること。
  - 4 令和2年度で終了することとされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなど地方財政措置を拡充すること。
  - 5 社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員の確保や体制の維持及び充実に努めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、  
内閣府特命担当大臣（防災）

---

監 査 第 48 号  
令和2年9月18日

三重県議会議長 日 沖 正 信 様

三重県監査委員 山 口 和 夫  
三重県監査委員 田 中 智 也  
三重県監査委員 田 中 祐 治  
三重県監査委員 内 田 典 夫

地方自治法第243条の2の規定に基づく条例案に対する意見に  
ついて

令和2年9月17日付け三議第139号で意見を求められました下記の議案に  
ついては、妥当であると認めます。

記

議案第129号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改  
正する条例案

---

請 願 文 書 表

( 新 規 分 )

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 13	<p>(件 名) 県内すべての医科・歯科医療機関に対する財政措置を講じることを求めることについて</p> <p>(要 旨) 国に対して、すべての医科・歯科医療機関が経営破綻を起こさないように、診療を継続できるような財源措置を講じることを求めること</p> <p>(理 由) 新型コロナウイルス感染症拡大で県内でも医療機関のクラスターが発生しているなか、県内の医科・歯科医療機関は、患者さんと医療従事者の感染防止に最大限の注意を払いながら、日常診療を続けている。 しかし、感染拡大の影響、医療機関での言われもない感染リスクを理由に患者さんの受診抑制のため、医療機関は患者数減、診療報酬収入減、感染対策費増大と大幅な減収となっている。 社会保険診療報酬支払基金が報告している診療報酬支払実績で三重県では4月分の前年同月比で「件数」で医科入院外マイナス18.1%、歯科マイナス17.2%、「金額」で医科入院外マイナス14.0%、歯科マイナス7.9%、5月分は、「件数」で医科入院外マイナス19.6%、歯科マイナス17.5%、「金額」で医科入院外マイナス15.0%、歯科マイナス6.0%であった。新型コロナウイルス感染症が拡大するなかで受診抑制が進んでいる結果が顕著に現れている。 新型コロナウイルス感染症拡大をふまえた国の第2次補正予算では、医療・福祉の提供体制の確保に2.7兆円の予算が確保されたが、喫緊の課題である医療機関への直接財政支援については、資金繰り支援にとどまっている。 多くの医療機関が経営破綻を起こしかねない状況である。特に、新規開業の医療機関では、人件費などの固定費に加えて、融資の返済や家賃の負担が重くのしかかっている。</p>	<p>津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 稲 森 稔 尚</p>	2年・9月

	<p>医療機関は国民皆保険制度という公的な仕組みの中で保険診療を実施し、非営利であり、公共的、公益的な役割を担っている。地域の医療機関の日常診療が立ちいかなくなれば、県民への医療提供、健康の確保に影響を及ぼす。</p> <p>今後、さらなる感染拡大に備え、医療機関が患者・県民への医療提供、健康確保の役割を継続して発揮していくためにも、県内すべての医科・歯科医療機関に財政措置の支援策が必要である。国に対して医科・歯科医療機関に財政措置を求めることを要望する。</p>		
--	--	--	--

### 教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 14	<p>(件名) 25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて</p> <p>(要旨) 小学校1・2年生における30人学級で25人下限条件をなくすこと 中学校1年生における35人学級で25人下限条件をなくすこと</p> <p>(理由) 「ひとりひとりの子どもを大切にされた教育の保障」「豊かな人格と確かな学力の保障」のためには、少人数学級の実施が求められる。 三重県においては、2003年度から2004年度にかけて小学校1・2年生で30人学級が実施され、さらに2005年度からは中学校1年生で35人学級が実施された。これは、子どもと保護者・地域住民の願いに応えた大きな前進である。 しかし、1学級の人数を25人以上とする「下限25人の条件付」実施によって、毎年、30人以下にならない学級が残されており、その多くは、不平等が固定化されてしまう小規模校である。 2011年度、国が小学校1年生の学級編制基準を35人に改善し、その翌年からは実質的に2年生まで拡大されて、18人の学級ができています。しかし、その一方で35人の学級が残されていることで、ほぼ2倍の差が生じています。こうした実態から、三</p>	<p>四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子  (紹介議員) 山本 里香 稲森 稔 尚</p>	2年・9月

	<p>重県の「下限25人の条件」がいかに不合理であるかがはっきりした。</p> <p>また、学校におけるコロナウイルス等の感染症対策の面からも、子どもたちの安全・安心を確保しながら、豊かな学びの場を保障するためには、少人数学級が必要不可欠であるという世論が高まっている今だからこそ、三重県としては、この18年間続けてきた「下限25人の条件」をなくすべきだと考える。</p> <p>一日も早く、「下限25人の条件」をなくすことによって、真の30人学級を実現させていただきたい。</p>		
<p>請 15</p>	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。</p> <p>現行制度においては、「職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされている。かつて対象であった教材費等は、1985年に対象外となり、一般財源としての措置のままとなっている。義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところである。</p> <p>3月以降、新型コロナウイルス感染症対策の措置として、全国の学校が「臨時休業」となった。国、各都道府県においてオンライン教育をすすめ</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>2年・9月</p>

	<p>るための環境整備がおこなわれた。しかし、都道府県間格差・市町村格差は大きく、子どもたちの学びの機会、均等であるとはいえない。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものである。</p>		
<p>請 16</p>	<p>(件名) 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつと考える。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、分散登校など、学校現場はこれまでにない対応をおこなってきた。文科省がまとめた「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について(通知)」において、人的・物的体制整備を含むとりくみを示すとし、このような緊急事態において教職員が足りていないことを露呈した。</p> <p>もともと、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2019年経済協力開発機構(OECD)公表値と比較すると、小学校27人(OECD加盟国1クラス当たり21人)、中学校32人(同23人)とどちらも大きく上回っている。</p> <p>教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものであり、また、どのような事</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>2年・9月</p>

	<p>態であっても適切かつ円滑に対処していくためにも、そして、子どもたちが安心・安全に学べるようにするためにも、新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものである。</p> <p>一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、「OECDインディケータ（2019）」において、「高等教育段階の教育支出については、53%が家計負担、17%がその他私的部門によって賄われ、公財政支出が占める割合はわずか31%で、OECD諸国の中で最低水準の国の一つである」と指摘されている。</p> <p>教育の今日的課題の複雑化・多様化による学校現場の業務量は増加の一方であり、「学校における働き方改革」が叫ばれるなか、人的配置をはじめとする財政措置は、未だ不十分であると言わざるをえない。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考える。</p> <p>以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 17</p>	<p>(件名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれている。</p> <p>2020年3月に策定された「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>2年・9月</p>

	<p>への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければならない。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどのとりくみが今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、きわめて重要であると考える。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトや保護者の収入が減り、学費を払えない学生・生徒に対し、政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設したが、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要である。高等学校等就学支援金制度において、2020年4月から私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額が引き上げられ、いわゆる「無償化」とはなったが、一方で、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もある。また、高等教育の修学支援新制度が作られ、改善・充実してきているが、すべての大学・短大・専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる緩和・拡充を求めているかなければならない。</p> <p>貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 18</p>	<p>(件 名) 防災対策の充実を求めることについて</p> <p>(要 旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理 由) 県内において、子どもたちが通う9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美</p>	<p>2年・9月</p>



	<p>地域の避難所となることが予想されるが、501校中117校の小中学校が津波浸水想定区域内に立地し、うち、107校は避難所に指定されている。2015年に津波対策のための不適格改築事業の拡充がおこなわれたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用が難しい状況である。補助要件の緩和等支援制度のさらなる拡充を求める。</p> <p>また今年、全世界で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている。2016年に内閣府が策定した避難所運営の指針では、感染症患者は専用の部屋を確保すれば避難所に滞在できるとしていたが、政府は、2020年4月、新型コロナウイルス感染者は、避難所以外に滞在させるよう通知をおこなった。「指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る」とした。災害や感染症は、いつ発生するかわからない。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積している。</p> <p>被災者が安心して避難できるように、学校施設を避難所として使用するためのバリアフリー化、また、必要に応じて、体育館以外の施設も避難所として使用するための施設整備をおこなうべきであり、そのための支援が必要である。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところである。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>	<p>小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三</p>	
<p>請 19</p>	<p>(件名) 全国に先駆けた三重県独自の学級編制基準の導入により、誰一人取り残さない、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症への対応が急務となるなか、三重県教育施策大綱、三重県教育ビジョンの理想を実現し、誰もが安心して通える三重の学校をつくっていくため、三重県独自の学級編制</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名  (紹介議員) 川 口 円</p>	<p>2年・9月</p>

<p>基準の制定とそれを実現するための教職員定数の確保を求める。</p> <p>(理 由)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、県内のすべての学校が一定期間休業となり、また、再開後も「密」をふせぐための学級の少人数化や、様々な感染予防のための対策が実施されている。しかし、そのようななかにあっても「安心して登校させられない」とする保護者や、感染への不安により「登校しない」ことを選択する子どもたちがいる状況がある。</p> <p>(県教委公表値) 6/8～6/12、小中学生83人、県立学校生4人 6/1～6/29、県立学校生51人</p> <p>教室の面積が変わらないなかで、ソーシャルディスタンスを確保しながら、子どもたちの安心・安全を確保し、「授業」を成立させていくためには、学級規模の少数化が必然となる。</p> <p>三重県は「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」において、5月時点では「可能な限り、20人以下での教室の使用や、広い教室の活用により、児童生徒同士の身体的距離の確保に努める。」としており、9月4日に改訂された同ガイドラインでも、今後の状況により、ガイドラインの内容を変更する可能性を示唆しつつ、「人との間隔は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取る。施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し」としている。しかし、県立高等学校では現状、募集定員が一学級原則40人であり、小・中・高・支援学校においても過密状態で授業が行われている例が少なくないのが現状である。今後、新型コロナウイルス感染症が速やかに収束したとしても、抜本的改善がなされなければ、新たな事態が生じたときに再び同様の事態が起こることは明白である。</p> <p>本年は三重県教育施策大綱、三重県教育ビジョンの4か年の初年度にあたり、そこでは、「誰一人取り残されることなく質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を伸ばすことで夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます」と謳われている。</p> <p>三重県で学ぶすべての子どもたちが、県内どこ</p>	<p>中瀬古 初 美  小 島 智 香  山 本 里 子  稲 森 稔 尚  藤 田 宜 三</p>	
---	--	--

<p>の地域で学ぼうとも、環境に左右されることなく、学べなければならない。現在、小学校の複式学級について、県独自の学級編制基準が活用されているが、大綱・ビジョンに込められた思いを確実に実現していくため、国の定数改善計画を待たず、三重県独自の新たな学級編制基準を小・中・高・特別支援学校において制定し、それを実現するための教職員定数を確保することが急務である。</p> <p>段階的に学級編制基準の改善を実施することは、少子化、空き教室の活用、新規採用計画の見直しとあわせれば、実現可能なものとする。</p> <p>以上のようなことから、三重の公立学校を、すべての子どもたちが安心して通学でき、学びあい、育ちあえる学校、ソーシャルディスタンスの確保される「学校の新しい生活様式」に対応した新たな学校としていくため、すべての校種において三重県独自の学級編制基準を制定するとともに、それを実現するための教職員定数を確保することを強く求める。</p>		
---	--	--

## 質 疑

○議長（日沖正信） 日程第1、議案第124号から議案第143号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。23番 濱井初男議員。

〔23番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○23番（濱井初男） 議案第143号に関する質疑をさせていただきます。

まず、減資を行うに当たっての考え方であります。

議案第143号は、水力発電事業譲渡対価105億円から、企業債繰上償還金、そして国庫補助金返還金、設備改良費等の水力発電事業の譲渡に伴い必要となった経費約48億円を差し引いた水力発電事業譲渡差額金約58億円を一般会計へ拠出する有償減資及び電気事業会計の当年度未処理欠損金、これは累積欠損金であります約34億円を解消する無償減資に係る議案であります。

RDF施設撤去やセーフティネットなどの事業終了に向けた今後の取組に要する経費については、一般会計貸付金返還金約9億円も含めて、減資後の資金約35億円で資金の見通しが立つということ、先日の議案聴取会で確認

いたしました。

県財政が厳しく、三重とこわか国体・大会のためとはいえ、やはり撤去作業にも着手していないこの時期に、撤去費用の見通しが立ったとする考え方を到底私は理解することができません。

改めて、この議案質疑の場でも、重ねて申し上げたい。

ところで、もし土壌汚染などの不測・突発的事態の発生で、想定以上の撤去費用が必要となった場合は、一般会計で負担するのか、また、受けた58億円は基金で積み立てるのか、お聞きします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、まず、想定以上の撤去費用が必要となった場合は、一般会計で負担を行うのかにつきまして、御答弁を申し上げたいと思います。

一般会計が負担することにつきましては、地方公営企業法におきまして、災害の復旧、あるいはその他特別の理由により必要があるとき、一般会計から公営企業会計に補助をすることができるというような規定がございます。

現時点におきまして、企業庁はRDF焼却・発電施設の撤去、そしてRDF焼却・発電終了後に実施いたしました土壌調査の結果を踏まえた対策費用として、20億円以内の費用を見込んでおりますことから、これ以上の費用が生じる可能性は少ないということをお聞きしております。しかしながら、議員が御心配のとおり、万が一不測の事態により想定外の追加費用が生じた場合でございますが、RDF焼却・発電が終了しております。そしてまた、電気事業会計の収入がないという電気事業の置かれている状況に鑑みまして、先ほど申し上げました地方公営企業法の規定に基づきまして、一般会計において補助するものというふうと考えております。

続きまして、電気事業会計の資本金の額の減少により生じる資金58億円、これは基金に積み立てるのかということの御質問でございます。

電気事業会計の資本金の額の減少により生じます資金につきましては、知事提案説明でも御説明申し上げましたが、令和3年度当初予算における、三

重とこわか国体・三重とこわか大会の開催経費等に活用させていただきたいというふうに考えております。

今後、一般会計の歳入といたしまして、どのような形で計上させていただくのがよいのかなどにつきましては、今後の予算編成過程の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） 次に行きます。

関係市町への説明等につきまして、議案提出するよりも先に水力発電に関する宮川流域7市町など関係市町に説明し、了解を得る必要があります。

関係市町へ説明し、了解を得られているのかお聞きします。

〔喜多正幸企業庁長登壇〕

○企業庁長（喜多正幸） 関係市町への了解は得られているのかという御質問にお答えいたします。

今回の議案を県議会に提案させていただくに当たりましては、宮川流域の関係市町に、先日の議案聴取会で御説明させていただいた内容を事前にお伝えさせていただいております。

県の考え方をお伝えする中で、御意見をいただいた市町もありますけれども、今後、様々な地域課題に市町と県が共に取り組んでいけるように、県の関係部局としっかり連携しながら対応していきたいと考えております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） 強く反対される首長さんもみえます。

企業庁長が連休前に出向かれた、汗をかいてこられた、その辺の評価はいたします。しかし、不十分でないですか。つまり、企業庁長だけが出向かれた。本来、少なくとも宮川流域振興調整会議の座長でもある副知事、あるいは地域連携部長なども一緒に説明に回られる案件ではないですか。

地域の方や漁業組合など関係団体にとって、企業庁の水力発電事業譲渡差額は、宮川流域振興にとって切っても切れないものであります。

アユ釣り・しゃくり・投網、キャンプ場としての利用の場、憩いの場、農

林水産業の観光などの様々な産業振興や森林環境の保全、生活の安全確保などための道路改良など、いまだ多くの課題が残っております。

毎年、知事と大台町長との1対1対談において話題になっておりますが、中部電力への譲渡後、地域貢献課題の一つでもあります流量回復は、宮川ダム直下毎秒0.5トン、そして、粟生頭首工直下毎秒3トンを当面の回復目標として取り組んでいただいておりますけれども、宮川本流の中下流の一部で川の水が途切れる、瀬切れの状態になっている箇所もあります。水質の汚濁、あるいは景観や生態系への影響も指摘されています。

豊かな生態系のある河川環境を維持するため、大和谷川からの導水や、そして、ダム譲渡時に確保された年間1000万トンの水量利用、かんがい放流と流量回復放流の同時放流などの運用ルールづくりについても、課題も残っております。

そういう観点から、前もって宮川流域関係諸団体や、特に大杉谷地域の区長、また宮川流域市町の首長に対して、ある程度の地域住民からの意見集約を、期間を取って丁寧な説明と了解を得ておくべきではなかったかと、このように思います。

そこで議案質疑なので、特に個別の事業については問いませんが、中部電力への譲渡後における14項目の地域貢献課題の継続についての検証と調整、流域の振興策を担っております宮川流域振興調整会議の座長であります副知事から、簡潔に、今後の宮川流域振興の考え方、見通しについての要点をお聞きしたいと思います。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 今後の宮川流域の振興についての考え方についての御質問でございます。

宮川流域の振興につきましては、これまでも流量回復の取組や道路整備、観光振興をはじめ、様々な取組を所管部局において進めております。

宮川の流量回復につきましては、取組を少しでも前に進めるために、今年度は、かんがい放流時に流量回復放流を同時に行うための運用ルールの策定

に取り組んでいるところでございます。

道路整備につきましては、大杉谷水没地域特別対策要綱に記載されております大台ヶ原線や、大台町からの御要望をいただいております大台宮川線等の整備を順次進めているところでございます。

観光振興につきましては、ユネスコエコパークを令和2年3月に策定いたしました三重県観光振興基本計画に位置づけるとともに、大杉谷における登山歩道の維持・修繕や、自然を体験できるエコツアーの開催、体験プログラムの造成など、大台町やDMO候補法人である株式会社V e r d e大台ツーリズム等、関係機関と連携し、地域の魅力発信などに取り組んでおります。

これらの流域の振興に関する取組につきましては、今後も引き続き、地域の皆様、市町の皆様、団体の皆様の声を聞きながら、しっかりと連携して取り組んでいきたいと考えております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） 地域区長の皆さん、そして、流域の漁業組合長にお聞きしました。今回の一般財源化について、寝耳に水、全く聞いていない、これは反対だということでした。

最後に、宮川流域の振興における知事の思いをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず、今般の減資につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、県税収入の減少が見込まれる中、県民の安全・安心のためにコロナ対策に万全を期す、それから、その他の県民サービスの低下を招かない、それからオリンピック直後、かつ、約50年ぶりのチャンスとなる三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功、これらを満たしていくためにどうしても必要との判断から、議案を提出させていただいたものであります。

ただし、減資があったとしても、宮川流域の振興、地域貢献などについては、しっかりと継続していくという点は全く変わりません。ですので、これからも、地域の皆さんの声をしっかりと聞いて、丁寧に、そして、この地域振興についてしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

[23番 濱井初男議員登壇]

○23番（濱井初男） 地方創生、地域振興、知事は、知事の思いで頑張っているらしいです。

この状態の中で、あまりにも拙速過ぎたこのやり方、上から目線と言うのは言い過ぎかもしれませんが、やっぱり地域の方たちの目線に立って、丁寧に、そして、皆さんの理解を得るようにお願いしたい。

採決までに丁寧な説明と、そして、特に反対されている方、全ての流域の関係者に、納得を得られる方針を示され、そして丁寧な説明と了解を取り付けていただきますことを強く、強く要望いたしまして、私の質疑を終わります。（拍手）

○議長（日沖正信） 51番 西場信行議員。

[51番 西場信行議員登壇・拍手]

○51番（西場信行） 皆さん、おはようございます。マンジュシャゲが咲く今日この頃、議案質疑を始めます。

県政策部と企業庁が、水力発電の譲渡交渉を中部電力と始めました。そして、特にその交渉の中で時間をかけた課題が三つある。その中の二つが、森林環境保全事業と、奥伊勢湖環境保全対策です。

森林環境保全事業は、宮川ダム上流部の森林を整備する事業で、水源林の恩恵を受ける電気事業として、費用の一部を平成13年度から企業庁が負担してきておりました。また、奥伊勢湖環境保全対策では、三瀬谷湖のごみの除去や清掃、環境保全や、地域と発電事業の共生の目的で、平成10年度から、企業庁と大台町が負担して実施してきました。

この二つの事業の費用対応については、譲渡交渉の結果、電気事業者の負担金として継続されず、中部電力の負担として継続されず、譲渡価格の中から、県が事業費を負担して、事業の継続を図っていくこととなりました。

そこで、企業庁から中部電力に譲渡された後は平成29年度以降、この両事業の費用負担を、中部電力でなく県が一般会計から支出しておりますが、この交渉の結果の報告どおりで言えば、譲渡価格の中から支払うとこういうよ



うな報告になっておりますだけに、このたびの議案143号によって、企業庁から譲渡金が一般会計に拠出されるということになれば、その会計処理がどうされていくのか、これをお伺いします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策の費用対応につきまして、これまでと今後どうやっていくかということについてお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、森林環境保全事業と、奥伊勢湖環境保全対策につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、水力発電事業の民間譲渡に当たりまして、平成23年8月に中部電力株式会社、そして、三重県企業庁及び三重県の三者で交わしました水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する確認書というのがございまして、そこに、地元にとって重要であることから、譲渡・譲受の対価の一部を充てることにより、県が継続して実施していくとされているところでございます。

これを受けまして、確認書を交わして取り組んでおりますこれらの地域貢献の取組につきましては、譲渡・譲受の対価が一般会計に入るまでの間は、毎年度の予算編成におきまして、シーリングの対象とはせずに総務部において別枠で予算を確保させていただき、関係各部により取組を行ってきているところでございます。

このような中、令和3年度の予算編成に当たりまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります県税収入の減が懸念される中、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けまして、財源の確保を図っていかねばなりません。その場合にありましても、県民の皆様へのサービスに対する影響、これは最小限にとどめる必要がございますことから、臨時的な収入として一定規模がある電気事業会計の資本金の額の減少により生じます資金の全額を両大会の開催費用等に活用させていただきたいというふうに考えております。

このため、森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策には、水力発電事業の譲渡・譲受の対価を充てることはできませんが、確認書におきまして、

県が継続的に実施していくこととされておりますことから、これまでどおり毎年度の予算編成の中で、的確に予算措置をしていくことによって、継続的に実施できるようにしていきたいと考えております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

**○51番(西場信行)** 今後のことについては、それで了解でありますけれども、交渉結果報告と、譲渡価格の中から負担するという内容と少しそごが生じているように思う。この点について、きちっと検討していく必要があるだろうと、こう思います。

それから、この事業は、企業庁がなぜ負担したのかというのは、電気事業者が負担していく必要があつて始めた事業で継続してきたんです。その主体は変わったといえども、今後、先においては、電気事業者の負担というものが在り得るだろうと私は思っております、これもまた一つの課題として、今後御検討いただきたいと思ひます。

次、二つ目でありますけれども、この民間譲渡に伴ひまして手続が進められる中で、地元関係地域から要望が出てきております。

それは、伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町の7人の市長、町長の連名による要望であります、水力発電事業の民間譲渡に関する要望、その中の筆頭が、この譲渡対価を基金とした宮川流域地域振興基金の設置を求めるものであります。7市町からの合同の要望でありますから重く受け止めねばなりませんし、その重要度は申すまでもないのですが、この要望についてどのように受け止めて、検討し、その実施に努力してきたのか、あるいはしなかつたのか、お聞かせください。

〔廣田恵子副知事登壇〕

**○副知事(廣田恵子)** 要望書に関する御質問でございます。

地域振興基金の設置については、宮川流域関係市町から、平成26年1月に、議員にも御紹介いただきましたが、水力発電事業の民間譲渡に関する要望書の中で、一つの項目としていただいております。

この要望については、当時、水力発電事業民間譲渡に当たっては、地域貢

献の取組が継続されることを条件としておりますので、そのための費用について今後検討していきますというふうに回答させていただいております。

このため、民間譲渡の条件である地域貢献の取組がしっかりと継続されるよう、部局を横断した宮川流域振興調整会議で調整を図るとともに、流量回復や森林環境の保全など、様々な地域貢献の取組について必要な予算措置を講じながら、所管部局において進めてまいりました。

このような中、令和3年度の予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢の落ち込みが大きく、県税収入の減が懸念される中、来年度に開催される三重県とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、その開催に万全を期す一方で、県民の皆様へのサービスに対する影響は最小限にとどめる必要が出てまいりました。

そこで、経常的な財政運営に支障を及ぼさないために、臨時的収入として一定の規模がある電気事業会計の資本金の額の減少により生じる資金の全額を、両大会の開催費用等に活用させていただきたいというふうに考えております。

このため、地域貢献課題の財源につきましては、譲渡時の条件で、県が継続的に実施していくこととされている項目について、先ほど総務部長の答弁にもございましたが、これまでどおり毎年度の予算編成の中で、的確に予算措置していく方針でございます。

今後も、流量回復や道路整備などの課題について、引き続き地域の皆様の声を伺いながら、関係市町・団体等と連携して、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 次へ行きます。

この流域の7市町からの要望は、この基金設置のほかに、流量回復、水質改善の要望がありました。

3項目めの流量回復に入っていきたいと思いますが、この課題は、流域課題の中では最重要です。

平成9年度から、県でスタートした宮川ルネッサンス事業でも、この目的が大きくございました。宮川ルネッサンス委員会水部会で検討した結果、平成12年度には、流量目標を再現渇水流量として、毎秒宮川ダム直下2トン、粟生頭首工直下5トンと設定され、当面は0.5トン、3トンの実現を目指すとしております。そして平成18年、選択取水塔完成を契機に0.5トンが実現しております。

宮川がなぜそんなに水が少ないのか、それは宮川発電の方式にあります。

流量変更方式であり、あの広大な森林に降った雨が貯留される量は、3億トンから4億トン以上と言われております。このすごい量の九十数%が発電として、その本流に流されず、伊勢湾に注がれず、熊野灘に放流、放出されております。でありますから、宮川直下の河川は、水がなきがごときに等しい状況でございまして、この問題は深刻な政治課題であります。

今年の6月に、大台町から流量回復の要望が県に提出されております。

宮川ダム直下5キロメートル区間では、流入する水量が低下し、また、不安定なことから、アユの冷水病や悪臭が発生しており、河川環境改善のために、現在の0.5トンから4.5トンへの流量拡大を要望されております。

同じく開催された、町長と知事の1対1対談でも同様の意見交換がされております。

今議会に提案されますこの議案143号では、これを流域に回さずに国体へというお話でございしますが、頼みの綱がそういうことになれば、これからのこの課題にどういふふうに向き合っていくのか、宮川の流量回復について、再現渇水流量、そして具体的には、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間の流量確保について、この問題を打開していくため取組の方策を示していただきたい。

宮川ルネッサンス事業が求めた2トンの実現に向けて、現行の縦割り行政では不可能と思われまます。鈴木英敬知事の総合的判断、政治決断をお願いし、所見を伺います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 流量確保に向けて積極的な部局横断の検討をとということ

をおっしゃっていただきました。

今、流量確保について、この地域の皆さんの思い、関係機関の皆さんの思い、また西場議員、先ほどの濱井議員もそうですけれども、累次、議会でおっしゃっていただきました。私も政治家としても、大変重く受け止めておるところであります。

これまで、先ほど0.5トン、3トンをしっかりやりながら、今、宮川ダム直下毎秒0.5トンを安定的に確保しているところですが、一方で、先ほど議員からも指摘がありましたとおり、宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間の流況について、流量をはじめ、水生生物のへい死など、現在も様々な課題があるということを認識しております。

このため、当面の目標の一つである粟生頭首工直下毎秒3トンの安定的な確保に取り組みつつ、一方で、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のよりよい流況に向けてという観点から、議会から提言をいただいた将来の宮川ダム直下毎秒2トンに少しでも近づけるよう、取組等を検討するための部局横断の場を新たに設置したいと考えております。

新たに場を設置する理由は、議員も御案内のとおり、宮川流域振興調整会議は、流量回復に関する所掌は、検証・調整とされているところ、取組を検討するためには、新たに設置する必要があると考えたためであります。

その上で、宮川流域の諸課題に関して、全体調整を行う宮川流域振興調整会議との共有は重要でありますことから、宮川流域振興調整会議においても、新たな検討の場における議論の進捗を管理し、検証するなど、連携しながら進めていけるような設計にしたいと考えております。

〔51番 西場信行議員登壇〕

**〇51番（西場信行）** ただいま知事のほうから、前向きな力強い答弁をいただいたと理解いたしました。

宮川ルネッサンス委員会水部会が提言した2トン、これは平成12年でございます。

今年でちょうど20年という節目でございます、どうかそういう中で地元

が常に訴え続けてまいりました。そして先ほど、濱井議員も声を上げていただきましたが、この現場の声をしっかり聞いていただいて、現場主義、地方創生を進める鈴木県政として、この問題に具体的に取り組んでいただきますように、先ほどの検討会議の設置を、ぜひよろしく改めてお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 21番、山本里香です。議案第140号の三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画について、質疑をいたします。

今年の3月に全国で4番目として、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例が制定されたことにより、基本計画策定を規定され、おおむね5年ごとに見直し変更を加えることになりました。

この計画によって、美し国・水産王国みえの復活とさらなる発展を目指すということです。大切なことです。現状分析では、水産漁業における資源の減少、漁場環境の悪化、高齢化、施設の老朽化に加えて、気候変動による海洋環境の変化など大変厳しい状況の中、これまでも施策を打ってきましたけれども、さらに進んで力を入れるということだと思います。

基本方針が紹介されております3本柱は、水産資源の維持、増大と競争力のある養殖業の構築、二つ目、多様な担い手の確保育成と経営力の強化、三つ目、災害に強く生産性の高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築ということです。漁民の皆さんにとってのなりわいですので、生計をきちんと立てることができ、将来につなげ、生き生きと希望に満ちて、活力に満ち満ちたものであってほしい、そんな漁民の皆さんの働きの上で、消費者としてはおいしい地元の海産物を安心していただきたいと願っています。

これまでも、この3本柱のことには取り組んできたことは十分承知をしておりますけれども、なかなか難しかった。昭和の末の時代には、漁獲産出額は1000億円規模、漁業従事者数は約2万人が、現在では、漁獲産出額が446億円、従事者6000人ということです。基本計画では、10年間で、産出額574億円

と、10億円引き上げるという計画で、願うところではございますけれども、大変大きな数字のように思います。

また、加えて、かつては109あった沿岸漁協が現状14、さらに一本化を目指すとしています。県内に72の漁港を持ち、コミュニティーを抱える中、それぞれに水産業の手法においても特性もあり、これまで14に統合してきたことは、必然性に迫られてのこともあったと思いますけれども、全てを一元化すること、10年間でということは、大変な無理があるというか、大変問題ということに思います。かえって、漁民の皆さんの力をそぐことになるのではないかと心配します。それぞれの地元の声が届きにくくなるのではないかともあります。いかがでしょうか。

この二つのことについて、実感が持てるように説明をお願いしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、水産業及び漁村の振興に関する基本計画の主要な目標であります漁業産出額等につきまして、御答弁申し上げます。

今議会に提出いたしました水産業及び漁村の振興に関する基本計画では、持続可能なもうかる水産業の取組を幅広く展開し、漁業産出額を増加させていくことが重要でありますことから、取り組んだ施策の成果を計る主要な目標として、養殖業を含みます海面漁業の産出額を設定いたしております。

目標値の設定に当たりましては、本県の漁業産出額のピークであります昭和59年当時の全国に占めるシェアが4%であったということから、再びその水準に到達することを目指し、漁業産出額を現状の446億円から、10年間で574億円へ増加させることといたしております。

この漁業産出額の増加の内訳でございますが、漁船漁業につきましては、近年の水産資源の減少や漁場環境の悪化などの情勢を踏まえた上で、科学的知見に基づく資源管理の推進や密漁の根絶、効果的な栽培漁業の推進などにより水産資源の維持・増大を図り、現在の産出額をできる限り維持すること

としております。

一方で、養殖業につきましてはA I・I C T等の活用による生産性の向上や高品質・ブランド化による収益性の向上など、競争力強化を図ることで、今後も成長の余地が十分にあると考えておまして、漁業産出額の増加部分の大半につきましては、養殖業において達成するというを想定しておるところでございます。

また、二つ目の御質問にございました、県内の沿岸漁協数につきましては、現状値14漁協を10年後には1漁協にしていきたいという考え方を持っておりますけれども、それにつきましては、組合員の合併に対する理解と賛同が得られるように組合員の皆さんの意見も十分に聞き取りながら、協議を促進していきたいというふうに考えてございます。

いずれも目標の達成に向けましては、水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築などと併せまして、担い手の確保・育成や経営体の経営力の強化なども進めていく必要がございますことから、今後は水産業者や市町、県民の皆さんと一体となって、基本計画に基づく施策をしっかり推進し、水産王国みえの復活とさらなる発展を図ってまいります。

〔21番 山本里香議員登壇〕

**〇21番（山本里香）** 特に競争力のあると言われる養殖業をもうかる水産業ということで、研究を進めて、A IやI C T技術も利用して発展させ、産出額を上げていくということだというふうにお伺いをいたしました。

また、就業形態として、協業化や法人化を促進することで、新規就業者を呼び込むことにもなり得るということで、記述も基本計画の中にされています。安定した経営形態というのは確かに大変必要なことだとは思いますが、魅力的だとは思いますが、ここで、私は、2018年に改正された漁業法との関連を考えないわけにはいきません。

漁業法の改正の内容は幾つかあったわけですが、漁業権の優先順位の廃止であるとか、漁業調整委員会の公選制を廃止するとか、沿岸漁業者の同意をなくてよとする漁獲割当制度、I Qという、これはこれからという



ことでそういうふうなことに導くということなどが、その改正でいろいろ出てきたわけです。

日本共産党、立憲民主党、国民民主党、無所属の会は、この改正に反対をしておったわけですが、区画漁業権と定置網の漁業権については、これまで地元優先ということできっちりと明確にされていたものが、外部企業の参入が容易になるような優先順位の廃止ということで、地元の水産業の発展に最も寄与すると認められるものというものを知事が認めるというような形になったことによって、この基本計画にもこれが響いてきているはずだと私は思うんですね。

漁民の意見を反映する漁業調整委員の公選制の廃止も、それから資源管理に対する国と県の権限を強めて、漁業権を売買できるようにということも、本当にこの大変な流れ、かえって大変になっていくのではないかというふうには心配しております。

企業が優良な漁場を求めて参入をすれば、沿岸漁業者が追い出される可能性があるとも心配を私もしますし、現場の方々の心配もあると思います。

水産漁業の競争力の強化と海面利用の方向性について、漁業産出額のほとんどを養殖業の成長で達成するとすれば、漁業権の切替え時に、知事、県の判断で、地元漁業者でない外部の企業等に免許を出すようなことは起こりはないかと心配しますが、どうなっているのでしょうか。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 水産業の競争力の強化とそれから海面利用の方向性ということで御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

改正されました漁業法におきましては、漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて、安心して漁業に取り組めるということを基本としております。

具体的には漁場を適切かつ有効に活用していただいている既存の漁業権者へ優先して免許をする仕組みとしますとともに、海面全体を最大限に活用するため、現に漁業権が存しない水面におきましては、新たな漁業権の設定に努めるということにしておりまして、そのための基準、ガイドライン等が整

備されておるところでございます。

県では従来から漁業権の切替えにおきましては、地元漁協と調整した上で、漁場計画を策定し、免許をするという方法を取ってまいりましたが、今後もこの点については大きな変更はございません。

改正された漁業法に基づき、最初に行われます令和5年度の切替えの際にも、漁協など既存の漁業権者が適切かつ有効に漁場を活用している場合には、引き続き免許をすることとなります。

一方で、有効活用がされていない海面につきましては、地域の水産業の発展に最も寄与するものに免許をするということになってございます。

なお、漁業権者の責務といたしまして、漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるとともに、漁場の活用状況等を県に報告するということが漁業法で定められており、新たに企業等が参入した場合におきましても、他の漁業の生産活動に支障を及ぼす場合や海洋環境の悪化を引き起こしていると、県が判断する場合には、海区漁業調整委員会の御意見を聞いた上で、指導や勧告等を行うこととなります。

今後も引き続き、既存の漁業者をはじめ、新たに参入をする漁業者が意欲を持って漁業に取り組めるよう、漁協等と十分に連携を図りながら、漁場の有効かつ効率的な活用を進めてまいります。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 適切かつ有効に活用しているかどうかを基準となるというようなことで、これ県、つまり知事が認める、認めないということになっていくと思います。

これまでも、外部の企業が漁協に入らずに養殖を営む場合には、原則地元漁協などが名のりを上げていないということが条件となっていたと。これまでのものを、これは形としては変更されて、気持ちとしては、今言われたように、地域の実情を十分勘案して、漁民の皆さんを、まず、優先という言葉がなくなるわけですけれども、法としては、大事に考えてというお答えだったと思います。免許更新の際は、漁場を適切かつ有効に活用しているかとい

うことの基準ですが、この適切かつ有効ということは、大変難しいというか判断がいろいろ出てくるのではないかと、判断にも、県、知事が苦しむということではないかなと、基準が明確ではないというふうにも思います。

鈴木知事を大いに信用していきたいと思うのですが、鈴木知事の後も後も、鈴木知事だけの問題ではなくなるものですので、知事や県が恣意的に運用するという事になったら困るということで、これはやっぱり問題があるなどというふうに思っています。こういった決まりは、信用によってというのではなくて、法や条例や計画できちんとしていかななくてはいけないというふうに思っております。

先取りした宮城県の水産業の復興特区では、このことで問題が起こって、今、解決の方向に向かっているということですが、浜に混乱が起きたということです。こういうようなことも含めて、委員会でのこれまでもいろいろと検討する中でしていらっしゃったとは思いますが。いろいろな意見も出されてきたと思いますけれども、このことは大きな問題だということで、再確認をしていただきたいというふうに思います。

最後に、今、国連は、家族農業の一年として、農業だけではなくて、家族経営で営まれる漁業についても、振興、発展をさせる政策を各国に求めている、沿岸小型漁業重視は国際的な流れということで、この基本計画を見せてもらって、全体としての書き込みの、その観点での書き込みが、今までどおりということをやより以上ということの中で、どうしてもこのもうかる農業のところシフトしているように思えてなりません、こういうような中で、しっかりと審査していただきたいということをお願いいたしまして、私自身は、おいしい県産の魚を率先して、しっかり調理して、しっかりいただくということを旨として、協力していきたいと思っております。

委員会、よろしくお願いをいたします。

これにて質疑を終わります。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で議案第124号から議案第143号まで並びに認定第1号から認定第4号までに關する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（日沖正信） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第124号から議案第143号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 議 案 付 託 表

#### 総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
129	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案

#### 環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
133	工事請負契約について（木曾岬2期地区基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業排水機製作据付工事）
140	三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の策定について

#### 医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
128	三重県食品衛生法施行条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
134	工事協定締結について（伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生・徳田間1.4km300m付近で交差する主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパス）架道橋新設工事）
135	工事請負契約の変更について（三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
132	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案
136	財産の取得について
137	損害賠償の額の決定及び和解について
138	損害賠償の額の決定及び和解について
139	和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
124	令和2年度三重県一般会計補正予算（第7号）
125	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
126	令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
127	令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
130	三重県手数料条例の一部を改正する条例案

131	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
141	令和元年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
142	令和元年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
143	令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少について

認定番号	件名
1	令和元年度三重県水道事業決算
2	令和元年度三重県工業用水道事業決算
3	令和元年度三重県電気事業決算
4	令和元年度三重県病院事業決算

## 意見書案審議

○議長（日沖正信） 日程第2、意見書案第7号防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

意見書案第7号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明25日から27日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明25日から27日までは休会とすることに決定いたしました。

9月28日は定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時48分散会